

深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付要綱

令和2年5月11日部長決裁

令和7年4月15日最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、市が農業者のA I、I C T、I o T等の最新技術やロボット技術を活用したアグリテックを推進するための機器等の導入に支出する経費の一部を補助することにより、儲かる農業の創造に向け、戦略的な農業の推進等を図ることを目的として、予算の範囲内で深谷市アグリテック導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助対象事業及び経費は、別表に掲げるとおりとし、事業費が10万円以上のもの（消費税及び地方消費税を含まない額）とする。ただし、別表に掲げる使用料・賃借料・サービス料に係る経費及び資材購入費に係る経費はこの限りではない。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 別表に掲げる採択基準を満たすものとし、かつ、補助対象事業において、国、県又は市町村等のその他の補助金等の交付を受けていないこと

(2) 市税に滞納がないこと。

(補助額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に別表に掲げる補助率を乗じた額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、別表に掲げる1事業ごとの限度額を上限とする。

2 補助の申請は、1補助対象者につき、1年度あたり1回を限度とする。ただし、別表に掲げる「2. 使用料・賃借料及びサービス料」についてはこの限りではない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付等の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付の申請を行った

ものに通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、深谷市アグリテック導入支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、交付の申請を行ったものに通知するものとする。

（計画変更等の承認）

第7条 補助金の交付決定を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、深谷市アグリテック導入支援事業補助金計画変更（中止、廃止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2）補助対象事業の計画を変更しようとするとき又は中止し、若しくは廃止しようとするとき。
- （3）補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったとき。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けたものは、深谷市アグリテック導入支援事業補助金実績報告書（様式第5号）を、補助対象事業の完了の日から起算して30日または、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- （1）事業報告
- （2）経費精算額算出基礎
- （3）その他市長が必要と認める書類

（額の確定の通知）

第9条 市長は、前条の実績報告書等の提出を受け、交付すべき補助金の額が確定したときは、深谷市アグリテック導入支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により、実績の報告を行ったものに通知するものとする。ただし、当該額が第6条の交付決定通知書に記載された額と同額である場合は、この通知を省略することができる。

（交付の請求）

第10条 補助金の交付を請求しようとするものは、深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（とりまとめ申請者による補助金の分配）

第11条 別表に掲げるとりまとめ申請により補助金の交付を受けたものは、農業者ごとに補助金額を分配しなければならない。

- 2 前項の分配を行った補助対象者は、内容が分かる書類を、農業者へ分配した日から起算して30日又は、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度5月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（書類の整理）

第12条 補助対象者は、補助事業にかかる収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、これらの証拠書類を整備保管する。

2 前項の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年から5年間保管するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

(不断の見直し)

2 この要綱については、不断に見直しを行う。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行する。

別表（第2条関係）

No.	対象事業	対象経費内容等	採択基準 (補助対象者)	補助率	限度額 (千円)
1	機器費・整備費	栽培データ活用に関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費 ※気象や熟練農家のノウハウ等の栽培に関するデータを活用する技術 経営データ活用に関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費 ※販売促進や人材確保に関するデータを活用する技術 ※会計ソフトや確定申告ソフト等は対象外 生体データ活用に関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費 ※生体に関するデータをAI等で活用する技術 飼養データ活用に関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費 ※飼養環境に関するデータをAI等で活用する技術 環境制御に関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費 ※水田の水管理や畑のかん水、園芸ハウスの温度管理等を行う技術 自動運転（遠隔制御含む）・作業軽減に関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費 ※自動又は遠隔制御等で作動するロボットや機械の運転アシスト等により作業の軽労化等を行う技術 センシング・モニタリングに関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費 ※農畜産物や環境等の状況についてデータを提供する技術	①認定農業者 ②認定新規就農者 ①、②いずれかに該当し、かつ、DEEP VALLEY 会員であること。	1/2 以内	500
2	使用料・賃借料・サービス料	「1 機器費・整備費」にかかる使用料・賃借料及びサービス料の経費 ※市内での使用分に限る。 ※申請年度内分のみを対象とする。	次の①、②のいずれかに該当するもの ① 市内農業従事者 ② 市内農業協同組合または市に認められた農業関係事業者 ※②は①のとりまとめ申請に限る。	1/2 以内	200
3	資材購入費	次の①、②のいずれかに該当するもの ① DEEP VALLEY Agritech Award における最終審査進出企業による提案製品 ② 市内に本社、事業所又は工場等を有する企業の製品で、市長がアグリテックの推進に寄与すると認めた製品	①認定農業者 ②認定新規就農者 ①、②いずれかに該当し、かつ、DEEP VALLEY 会員である	1/2 以内	500

			こと。		
--	--	--	-----	--	--

- ※ 使用料・賃借料・サービス料は、年度内の総合計が上限額を超えないこと。
- ※ とりまとめによる申請の金額は、ひとりごとに上限額を超えない範囲までとし、対象者全員の合計額とする。
- ※ パソコンやタブレット端末等、農業以外に汎用性の高いものは対象外とする。

年 月 日

深谷市長 あて

住所
申請者（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）
連絡先

深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付申請書

年度の補助金の交付を受けたいので、深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金等申請額 金 円

1 補助事業等の目的

2 補助事業等の内容

3 補助事業等の効果

4 補助事業等の着手予定年月日 着手 年 月 日
及び完了予定年月日 完了 年 月 日

5 添付書類 ア 前年の所得がわかる書類（申告書の写し）（機器費・整備費の場合は不要）

イ 市税に滞納がないことの証明

ウ 定款（法人の場合）（機器費・整備費の場合は不要）

エ 見積書（とりまとめ申請の場合は申請者全員分）

オ カタログ等

カ 別紙（①個人申請又は②とりまとめ申請）

キ その他市長が必要と認める書類

別紙① <個人申請分>

年度 申請額算出基礎

【機器費・整備費】

単位：円

補助対象経費の 内容	補助対象経費の 予定額	補助対象経費の財源内訳			備考
		補助金等	自主財源	その他	
合計額					

【使用料・賃借料・サービス料】

単位：円

予定年月	予定機械、サービス	利用場所	対象予定経費
年 月			
対象経費合計 ①			
補助金額 (①×1/2)			

別紙② <とりまとめ申請分>

【使用料・賃借料・サービス料】

申請者_____

サービス提供企業_____

サービス名_____

単位：円

農業者名	利用場所	期間	利用 回数	対象経費 (期間内合計)
		/ ~ /		
対象経費合計 ①				
補助金額 (①×1/2)				

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のありました 年度深谷市アグリテック導入支援事業補助金につきましては、審査の結果、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金交付額 金 円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



深谷市アグリテック導入支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のありました 年度深谷市アグリテック導入支援事業補助金につきましては、審査の結果、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

不交付の理由

年 月 日

深谷市長 あて

申請者 住所
（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

深谷市アグリテック導入支援事業補助金計画変更（中止、廃止）申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度深谷市アグリテック導入支援事業補助金について、その補助金の基礎となった事業計画等に変更が生じたので、深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり提出します。

記

- 1 変更理由
- 2 補助金交付決定書による交付額 金 円
- 3 変更した申請額算出基礎は別紙のとおり（別紙 略）
（変更前のものを上段に括弧書きすること。）

年 月 日

深谷市長 あて

住所
申請者 （所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

深谷市アグリテック導入支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度の補助事業が完了したので、深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助事業等の内容
- 3 事業完了後の経費精算額 金 円
- 4 補助事業等の効果
- 5 補助事業等の着手年月日 着手 年 月 日
及び完了年月日 完了 年 月 日
- 6 事業報告及び経費精算額算出基礎は別紙のとおり

別紙① <個人申請分>

年度事業報告

年月日	実施事業	付記

経費精算額算出基礎

【機器費・整備費】

単位：円

補助対象経費の 内容	補助対象経費の額		補助対象経費の財源内訳			備考
	申請額	精算額	補助金等	自主財源	その他	
合計額						

【使用料・賃借料・サービス料】

単位：円

年月日	使用機械、サービス	利用場所	対象経費
年 月 日			
対象経費合計 ①			
補助金額 (①×1/2)			

別紙② <とりまとめ申請分>

【使用料・賃借料・サービス料】

年度事業報告

経費精算額算出基礎

申請者_____

サービス提供企業_____

サービス名_____

単位：円

農業者名	利用場所	期間	利用 回数	対象経費 (期間内合計)
		/ ~ /		
対象経費合計 ①				
補助金額 (①×1/2)				

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



深谷市アグリテック導入支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けをもって深谷市アグリテック導入支援事業補助金実績報告書により
必要な審査の結果、適合すると認め、その額が確定したので深谷市アグリテック導入支援事業
補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

補助金の確定額

円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

深谷市長 あて

請求者 住所
(所在地)
氏名 ⑤
(名称及び代表者氏名)

深谷市アグリテック導入支援事業補助金請求書

深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名

支店名

預金種別

口座番号

口座名義（フリガナ）